

平成24年8月17日

資格取得時のご本人確認の徹底をお願いします。

今般、偽名の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」といいます。）による健康保険被保険者証の詐取事案が判明した旨、厚生労働省保険局保険課長から連絡がありました。

事業主の方は、新たに被保険者となる方を採用した場合には、その方の氏名、生年月日、性別等を、運転免許証や住民票等により確認のうえ、資格取得届に記入して届け出させていただきますよう、お願いします。

（参考）

厚生年金保険の資格取得届をご提出の際には次の点を必ずご確認ください。

基礎年金番号の記入をお願いします。

日本に住所を有する20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号をお持ちですので、ご本人にご確認をお願いします。

基礎年金番号を確認できない場合は

年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合は、ご本人確認のうえ、資格取得届と併せて職歴等を記載した「年金手帳再交付申請書」をご提出をお願いします。